

# 今昔物語集卷五「国王狩鹿入山娘被取師子語第二」考

竹村信治

## 一、はじめに

今昔物語集（以下、今昔とする。）巻五第2話は次のような話である。

天然のある国の王が①「山ニ御行」して狩をした。王の可愛がっている一人娘も狩に随行したが、夕方近くなつて獅子の住む洞にまよい込んだ。驚いた獅子が咆哮震吼すると、王女の従者は恐がつて逃げてしまい、王も②「東西ヲ不知ズ逃ゲ去テ宮ニ還」つてしまった。後、王女のいないのに気付いて捜索隊を出そうとしたが皆恐れて命に従う者はいない。一方、獅子は残された輿に③「玉光ル女」を見出し④「喜テ搔キ負テ本ノ栖ノ洞ニ」帰り、⑤「懐抱」した。抱かれた王女は⑥「更ニ物不思ズシテ、生タルモ非ズ、死タルニモ非デ御ス」のであった。（以上第一段落）  
こうして数年が経ち王女は⑦「男子」を産んだ。子は十歳を過ぎた時分には⑧「心武ク足ノ駿キ事人ニハ不似」る姿として成長した。その頃のある日、⑨「母ノ世ヲ経テ歎キ愁ヘ給ヘル姿ヲ見知」る子は、獅子の他出中に母にその理由を尋ねた。母は、⑩「弥ヨ哭テ暫ク云フ事无シ、暫ク有テ哭ク」自分が⑪「此ノ国ノ天皇ノ娘」であることから始め事件の経緯を語った。子は⑫「此ノ由ヲ聞テ亦哭ク事无限」く、母に⑬「都

ニ将奉テ隠シ居ヘ奉テ養ヒ奉ラム」と思う意志を告げる。母は⑭「乍喜テ」子に負われ、二人は都に出た。子は⑮「可然キ人ノ家ヲ借テ母ヲ隠シ居テ構ヘテ養」つた。（以上第二段落）さて、獅子の方は洞に還り妻子の逃亡を知つて、⑯「恐悲ムテ都ノ方ニ出デ、吠エ咆」つた。これを聞いた都の人は皆恐じ感じ、王は遂に⑰「宣旨」を下す。曰く、⑱「此ノ師子ノ灾ヲ止メ此ノ師子ヲ殺シタラム者ヲバ、此ノ国半国ヲ分テ可令知シ」と。子はそれに応じ、⑲「父ヲ殺サム、无限キ罪ナレドモ、我レ半国ノ王ト成テ人ニテ有ル母ヲ養ハム」と思い、弓箭を帯して獅子の許に出かける。子を見た獅子は、⑳「地ニ臥シ丸ビテ喜ブ事无限シ。仰ザマニ臥テ足ヲ延ベテ子ノ頭ヲ舐リ撫」でてその愛情を表わす。子は㉑「毒ノ箭ヲ以テ師子ノ腋ニ射立」てる。しかし獅子はなお㉒「子ヲ思フニ依テ敢テ噴ル氣无シ、弥ヨ涙ヲ流シテ子ヲ舐ル」のである。しばらくして獅子は息絶える。子はその頭を切つて王に献じた。（以上第三段落）  
王は獅子の頭を見て驚きその首尾を問う。子は㉓「我レ、此ノ次デニ事ノ根元ヲ申テ国王ノ御孫也ケリト云事ヲ知ラレ奉ラム」と思い、母から聞いた事件の経緯を打ち明けた。それを聞いた王は、㉔「父ヲ殺シタル者ヲ賞セバ、我レモ罪難遁カリナム、亦然リトテ、其ノ賞ヲ不被行ズハ既ニ違約也。然レバ離レタル国ヲ可給シ」と裁定し、㉕「一

ノ国ヲ給テ、母モ子モ遣シ」た。②「師子ノ子其ノ国ノ王トシテ有ケリ。其ノ孫伝ハリツ、于今住メリ。」(以上第四段落)

(今昔本文は日本古典文学大系本によった。引用に際して、漢字・分ち書きは現行の字体・一行書きにそれぞれ改めた。)

本話は結びに③「其ノ国ノ名ヲバ執師子国ト云フ也」をもち建国説話としての体裁を備え、それによって本集巻五冒頭十話「國王列伝」中の一話に配列されている。源泉は大唐西域記(以下、西域記とする。)巻十一「僧伽羅國」条に見える二種建国説話内の「世俗的」建国説話である。

西域記を源泉とする今昔話の依拠資料については既に卓説が提出されている(森正人氏「大唐西域記と今昔物語集の間」、国語と国文学、昭和50・12)。森氏によれば、それは、「旅行見聞記としての原姿をほとんどどめない、説話部のみを和訳抄出し話としてのまとまりと体裁を整えたものだった」と考えることができる。

巻五第2話の依拠資料についてもこの指摘は充当すると見られる。さて、本稿は、西域記を源泉とする今昔話の依拠資料についての右のご見解を踏まえ、巻五第2話の依拠説話の姿を探ることを目的とする。どのような「話としてのまとまりと体裁を整えたもの」であったかについて試案を提出しようと思うのである。更に、そこに見出される「説話」に関する一、二の問題にも言及する。

## 二、今昔巻五第2話が本邦の先行説話資料に依拠した

### 可能性の検討

今昔巻五第2話とその源泉である西域記話との間には話の展開の

上での大きな相違点を見出すことができない。しかしながら、両者をその叙述において細かく比較すると、今昔話に大小の増幅・省略・変改の箇所が含まれているのがわかる。それらはいわば源泉説話との距離を測定する指標である。以下の考察は、それぞれの指標がどのような距離を教えるかの検討を中心とする。

まず、本節では、今昔話が西域記話に直接取材して説話化されたことを否定する微証となると見られるものをとりあげる。

(1) 南印度に一りの國王あり。女を隣國に娉して吉日に送り帰ぐと  
き、路に師子に逢いて、侍衛の徒は女を棄て、難を逃る。

(国訳一切経史伝部所収の小野玄妙氏による訳文を用いた。引用に際して、漢字及び仮名遣いはそれぞれ現行の字体・仮名遣いに改めた。以下同様にする。)

これは本話柄冒頭の王女一行が獅子に襲われた場面对応する西域記話の叙述である。今昔話は鹿狩りに「御行」した王に王女が随行した折の出来事としている(①)。これは、蓋し一話の伝承の過程で加えられた変改と見られる。わが国の皇室の女性が大陸に嫁入りしたという例はなく、従って源泉話の場面の設定は一話の現実性を失わせる。逆に、狩の行幸は現実味を与え、説話の享受者の理解を助けるであろう。即ち、これは、いかなれば一話の日本化の過程における変改である。

一話の日本化の過程で場面の設定に変改の加えられた例としては、枕草子「社は」の段(新潮日本古典集成本二二六段)に引かれた「蟻通しの明神」縁起譚を挙げることができよう。この縁起の形成過程については諸説(川口久雄氏「平安朝日本漢文学史の研究」、



料に同文的同一説話をもっているのがわかる。同文的同一説話を見出せない九話について見ると、卷第三11話、卷第四12・17話、卷五第2・17話は西域記を源泉としている。この外の四話中三話は和文資料に依拠したことを示すと考えられている。仮名書自立語の用例をもち（山口佳紀氏「今昔物語集の形成と文体―仮名書自立語の意味するもの―」、國語と國文学、昭和43・8）、残る卷第十18話は出典未詳話である。これらは、「天皇」の語をもつ天竺・震旦部所収話が今昔編者の手で直接説話化されたものでないことを示唆していると思われる。更に、その18話中14話までが卷五・十に集中している点は注目してよい。両卷はその所収説話の依拠資料について「漢字文献ばかりではあり得ず、平仮名文又は漢字片仮名交り文が入って居た」とされている（山口氏、先掲論文）。これは右の推察と一致する。即ち、これによって、卷五第2話に「天皇」の語を見出すことは、本話が本邦の先行説話資料に依拠した可能性を教えることになるう。

ところで、天竺・震旦部の「天皇」の語をもつ話が本邦の先行説話資料に依拠したとして、ではなぜそこに「天皇」の語が散見するのであろう。これを考える為に今昔にわけられる「国の王」の呼称について概観を示しておく。

今昔における「国の王」の呼称には六種ある。天竺・震旦・本朝仏法・本朝世俗の別を以ってそれぞれの呼称の見える話の数を示すと次のようになる。（最下段は異なり話数）

	天竺	震旦	本朝仏法	本朝世俗	
計	50	38	4	0	92
國王	64	17	3	0	84
王	40	2	0	0	42
大王	1	4	4	1	10
帝王	0	4	0	1	5
帝	8	10	47	27	92
天皇	87	51	53	27	325
					218

「王」について「閻魔王」の略称・「獸ノ王」の類はとらない。又「帝王」についても呼称以外はとらなかつた。

認定の仕方で多少の数の異なりがあるうが、右の表によって、天竺・震旦の「國王」「王」「大王」、本朝の「天皇」という今昔の用語方針があつたことは窺えよう。これは、先の「天皇」の語の出現話一覧に見られた、卷一（四・六・七・九）で「天皇」の用例が少ない点、天竺部での用例が同一話内の他語用例数に比べて少ない点等に説明を与えていると考えられる。ごく当然の用語方針ともいえるが、他の説話資料との対比の上からすれば注目してよい一方針であると見られる。

しかしながら、この方針は、天竺・震旦部に「天皇」の語があることからわかるようにそれ程徹底されている訳ではない。卷十一第4・15話には天皇を「國王」「王」と呼ぶ例があり、逆に卷十一第9・11話、卷十六第1話、卷十七第38話、卷十九第2話には國王

を「天皇」とする例がある。これらはいずれも一話中に印度・中国を舞台とする話材をもって、方針の乱れはそこに起因したと見られる。つまり、今昔編著の方針はこの程度のものであったのである。

「国王」「天皇」等と同じく今昔説話において「国の王」の呼称として用いられた語に「帝」「帝王」がある。いずれも用例は少ない。「帝」は五話に見られるが震旦部の四話を除く一話は「今昔」

「天皇ト申ケル帝一人ノ娘御ケリ」(卷三十一第34話)とあるもので「王」の欠字が予想される(同様の「帝王」の用例は卷第十7話、卷第十二第4話に見える)。震旦部の四話はその内三話が「国王」と併用されるものである。他説話資料の場合と比べて用例数の少ない点に注目しておきたい。「帝王」は十話に見られるがその内二話(卷第十第2・3話)は題目に使用されたものである。この語は卷二十八第4話などの場合のように何らかの意図をもって用いられたと考えられる用例もあって、尚検討を必要とするが、中に「天皇」との併用例が見出されて注目される。卷七第14話、卷第十第7話、卷第十二第5話などがそれである。

さて、以上の概観を踏まえて天竺・震旦部に見られる「天皇」の語について考える。

「天皇」の語をもつ天竺・震旦部説話の内、同文的同一説話を他説話資料に見出せる語について、呼称の対応を検すれば次のようになる。

今昔	天 皇	国 王	王	帝王
宇治拾遺	帝 皇	みかど	なし	
打聞集	帝王・王ト	帝王・国ノ王・王	王	
俊頼隨筆	みかど・帝王			みかど

これは、今昔説話が依拠説話での呼称を改める方式に(ア)「みかど・帝王」↓「天皇」、(B)「みかど・帝王」↓「国王」、(C)「みかど」↓「帝王」の三通りがあったことを教える。ただ、(C)は、「帝王」が「天皇」「国王」に改められる対象語であること、今昔において「帝王」の用例が少ないことから推して、編者の「天皇」「帝王」混用の結果であろう。それは先にあげた卷七第14話等を参照すれば明らかだ。

今昔の呼称変改に右のような方式を認めうることは、天竺・震旦部の「天皇」の用例を考える上で有効である。ここで、先の概観で示した「帝」の用例の少ない点は想起されてよい。つまり、それは今昔が「帝」を「天皇」「国王」に改めたことよっている。「天皇」の用例が天竺・震旦部に見られるのは、その「帝」を「国王」に改める過程に「国王」「天皇」の用語区別方針が曖昧になる点と「帝王」「天皇」混用傾向とが影響したためであろう。「帝」を改めたため「帝」「みかど」を用いた資料、即ちそれは本邦の先行説話資料であると考えられる。「国の王」を「国王」「王」「大王」と呼ばない先行説話資料に依拠し、その呼称を改めようと

した所に「天皇」の語は出現したのである。このように見ることができるとすれば、それは、「天皇」の語が天竺・震旦部の世俗部的な巻である巻五・十に多い点や、震旦部の用例が「震旦國史」を扱う巻十に集中し、しかもその数が一話内の他語用例数をはるかに上まわる点に説明を与えることにならう。

### 三、今昔巻五第2話の依拠説話と源泉説話との距離

今昔巻五第2話が本邦の先行説話資料に依拠した可能性について、今昔話叙述に残された微証をとりあげて略述した。本話がそのような説話資料に依拠したことを示唆する材料はほかにもある。その一つは太平記に見出される関係説話の叙述である。

太平記巻三十二「直冬与吉野殿合体事」天竺震旦物語事」には「親ノタメニ道ナケレバ忠アレドモ罪セラル」(日本古典文学大系本によった。引用に際して漢字は現行の字体に改めた。以下同じ)ことの例として本話柄が引かれている。説話利用の中世的展開を考える上での好資料である。叙述は源泉説話に近い部分・遠い部分の混在で、本話柄の複雑な伝承過程を教える。その源泉から遠い部分に今昔話と共通の変改・省略・増幅箇所が見られる。左にその主要な例をあげる。

#### (A) 変改箇所

(イ) 獅子と王女との間に生まれた子を男一人としている点(⑦)。

——太平記「后タビナラズ成給テ男子ヲ生給ヘリ」、西域記

「遂に男女を孕めり」。(以下引用の順序はこれにならう。)

(ロ) 子が母を獅子のもとより逃れさせた時母が喜ぶ点(⑩)。——

「母ノ后無レ限喜テ」、なし、

(イ) 母子が獅子のもとを逃れた時その親族が生きている点(國王は王女の父)。——「后此子ニ負レテ、師子國ノ王宮ヘソ参リ

給ケル、帝不レ斜喜ビ思召テ」(帝は王女の夫、「是に於て母の本國に至る。國に家族は非らずして宗祀も已に滅びたるをもつて邑人に投寄せり」。(⑭・⑮間、但し今昔はこの場面省略。)

(ロ) 山の洞に還った獅子が妻子を恋しく思っている点(⑯)。——

「師子外ノ山ヨリ婦リ来テ后ヲ尋求ルニ、后モ座サズ、我子モナシ。」「其ノ師子王は還りて見る所無し。男女を追い恋して、

(ハ) 獅子を討つ者を募る布令の内容に「此ノ國半國ヲ分テ可令知シ」として賞を明示している点(⑱)。——「大國ヲ一州下サルベシ。」「当に重賞を酬い茂績を式旌すべし」

(ニ) 子が獅子を討つのに用いた凶器を「弓箭」・「毒ノ箭」として

いる点(⑲・⑳)。——「鐵ノ弓鐵ノ矢ヲ拵ヘ、鐵ニ毒ヲ塗テ」

・「我子ノ毒ノ矢ヲハゲテ立向タルヲ見テ、」「乃ち小刀を袖のうちにし。」「乃ち刀を腹中に判したれども」

(ホ) 獅子を討った子への裁定が、國王の子を賞する際の逡巡を表

わす内容となっていて、西域記における子を順逆の理で裁く意味合いが弱くなっている点(㉑)。——「勅宜ニ随フ処ハ雖有

忠父ヲ殺ス罪不レ輕。但忠實ノ事ハ法ヲ被レ定シカバ、綸言今更

變ジ難シ。」「逆なるかな、父をだも尚害す、況んや親に非ざらんをや。畜種は馴れ難し、凶情動き易からん。民の害を除くことは其の功大なれども、父の命を断ちしことは其の心逆なり。

賞を重くして以て其の功を酬い、遠放して以て其の逆を誅せん

には、則ち国典を虧かず」

(B) 省略箇所（原典叙述が長文であるので引用は大正新脩大藏経第七十一卷所収の原漢文を用いる。）

(イ) 獅子退治のために施した国王の諸策の叙述（⑩の前）。——  
「其王懼仁化之不洽也。乃縱獵者二期於擒獲。王躬率四兵衆以三万計。掩薄林藪。弥跨山谷。師子震吼。人畜僻易。既不擒獲。」

(ロ) 獅子を討つ者を募る布令を聞いた際の母子の会話場面（⑪・⑫問）。——「其子問王之令。乃謂母曰。飢寒已甚。宜可応募。或有所得。以相撫育。母曰。言不可若是。彼雖畜也。猶謂父焉。豈以艱辛而興逆害（彼は畜なりと雖も猶父と謂う。豈に艱辛なるを以て逆害を興さんや）。子曰。人畜異類。礼義安在。既以違阻。此心何冀。」

(ハ) 獅子を討つた子への裁定が下つた後、執師子国建国の経緯を語る叙述（⑬前後）。——「於是裝二大船。多儲糧糗。母留在国。周給賞功。子女各從一舟。隨波飄蕩。其男船泛海。至此宝渚。見豐珍玉。便於中止。其後商人採宝。復至渚中。乃殺其商主。留其子女。如是繁息。子孫衆多。遂立君臣。以位上下。建都築邑。扼有強域。以其先祖擒執師子。因奉三元功。而為国号。其女船者。泛至波刺斯西。神鬼所魅。產育群女。故今西大女国是也。故（執）師子国人……（下略）。」

(C) 増幅箇所

(イ) 獅子に抱かれた際の王女の様子（⑭）。——「始ノ程ハ后、カヽル荒キ獸ノ中ニ交リヌレバ、我サヘ畜類ノ身ト成ヌル

事ノ心憂サ、何ニ命ノナガラヘテ、一日片時モ過ベシト覺エズ、

消ヌヲ露ノ身ノ憂サニ思召沈マセ給ヒケルガ、なし、

(ロ) 子が獅子の頭を王に献じた点（⑮の前）。——「子、師子ノ頭ヲ取テ天子ニ是ヲ奉ル。」なし、

以上、源泉話と相違する部分における今昔話と太平記話との共通要素を指摘した。これらは両話間の近さを教えている。しかし、太平記話には源泉話とも今昔話とも異なる点、今昔話より源泉話に近い点などもあり、そこに今昔話から太平記話への直接・間接の依拠関係をいうことはできない。右の諸点は、今昔話・太平記話の二つの別伝承系統がそれらの伝承の基礎となつたある説話資料に含まれていたものとして共通に伝えてきた要素と見られるのである。

さて、今昔話・太平記話の共通要素について右のように解するところが許されるとすれば、その「ある説話資料」は共通要素が源泉話に違ひ部分で認められる所から見て本邦の先行説話資料であると考えられる。このことは、今昔話が太平記話との共通要素をもつた説話に依拠したことを示唆し、それと同時に今昔話の依拠した説話がどのような話であったかを探る材料をも提供することになる。勿論、この共通要素以外の今昔話叙述のすべてが依拠説話になつたという訳ではない。依拠説話の全容を示すものではないが、依拠説話と源泉説話との距離を測定する指標としてこれを扱うことはできる。

#### 四、今昔巻第五話の依拠説話

西域記を源泉とする今昔話の依拠資料について、それが「話とし

てのまとまりと体裁とを整えた」姿にまで変改の加えられた説話であると考えられることは先に述べた。森氏のこのご見解は、私見によれば、西域記を源泉とする今昔話の説話内容を叙述した部分においては首肯されるが、その注記部分においては別の解釈が可能である。即ち、注記部分の叙述は説話内容叙述部分と比べて源泉話に近く、西域記が依拠説話に対する「注記用文献」として今昔編者に用いられたことを窺わせるのである。更に、西域記を源泉とする今昔話を検討すると、西域記が話材付加・説話配列の参考資料としても利用されたと見られる（拙稿「今昔物語集天竺部における説話定着の二方法―大唐西域記と今昔物語集の関係―」、古代中世国文学2、昭和54・9）。そのような例の一つには、巻五「僧迦羅五百商人共至羅刹国語第一」がある。

巻五第1話は、第2話の源泉記事に続き「仏法所記曰」として所載の「仏教的」建国説話を源泉とする。関係説話は宇治拾遺物語第91話や宝物集（九冊本）に指摘できる。それらとの比較結果から推して、今昔話は宇治拾遺物語に伝えるような姿の説話に依拠し、西域記によって話末に注記を加えたものと見られる。その注記は、

(2) 然レバ其ノ国ヲバ僧迦羅国ト云フ也

である。これを得て建国説話としていたのである。今昔編者は西域記を閲し、それが建国説話であることを知って依拠説話に注記を加え巻五冒頭十話の「國王列伝」に叶うものとし、又「仏教的」所伝であることを知って「世俗的」所伝である第2話源泉との記載順序を逆にし、本話を巻五冒頭に配列したのであろう。

ところで、西域記からの注記を右の形で巻五第1話に認め得るこ

とは、第2話における西域記からの注記をも予想させる。その意味で、第2話の㊦文が第1話の資料㊧と近似する点は注目される。㊦文を生む源泉叙述は太平記話との共通要素(B)・㊧引用文中の波線部にある。西域記諸本中国名を「執師子国」とする本文は醍醐三寶院所蔵古写本に見えている（『大唐西域記考異索引』による）。院政期の本文・訓法を伝える石山寺蔵本は巻十一を欠く。㊦文は第1話と同じく第2話を建国説話に仕立てるための今昔編者による注記であったのではないだろうか。この推定を助ける材料の一つは太平記話との共通要素に(B)省略箇所(㊧)が含まれている点である。

今昔話・太平記話が共に省略した(B)・(㊧)は、源泉話においては一話を建国説話に導く主要な叙述部分である。それを今昔話はほとんど省略しているのである。太平記話はこれを省略するにとどまらず、

(3) 恩賞ニ被擬ケル一國ノ正税・官物、百年ガ間ヲ勘テ、天下ノ傑寡孤独ノ施行ニ引レヌ。

を以って結んでおり、いかなる建国説話をも導かない。これは冒頭で「昔天竺二師子国ト云国アリ」として一話の舞台を「師子国」にしていることとも関連すると見られ、今昔話・太平記話間の共通要素をもった原話にあったものということはできない。いずれ太平記話がその形成過程に独自に得たと考えられるが、ここにこのような加筆・変改を生み得た所には、その原話が既に建国説話の形をとらない、或いはほとんどその形を残さない説話であった事情を窺うことができるのである。

依拠説話を建国説話に仕立てるために加えられた今昔の注記は㊦文だけではない。㊦文もそうであろう。㊦文はそれに対応する原典



したところはないことは(B)・(D)の省略、(A)・(F)の変改によって明らかである。それはむしろ、先の一貫した王女の描写、(B)・(F)引用源泉話叙述中の樺線部を⑤文に変改した所に見出されるものと考えられる。

今昔話⑤文における源泉語叙述の変改は(A)・(F)の変改の結果父である獅子を殺した子を罰する一話の展開が失われたために生じたと思われるが、母・子を共に「離レタル園」に遣したとする所からすれば、それは母・子を一話の主人公として描いた話の展開の帰結として用意されたものと考えられる。母は厭わしい獅子の妻となつて宿命的な人獣交接の不幸を嘆く姿として描かれる。一方子は、その絶望的な母をその窮地から救い出し自らの手で養おうとする孝子として描かれている。それは今昔話における源泉話叙述への加筆(⑩)、変改(⑨・⑫・⑬・⑭)に明らかである。特に⑬・⑭は獅子を殺すことへの説明を含んでいて重要である。更にこの一貫した子の描写は、それへの集中の結果として太平記話との共通要素(A)・(F)の変改をも生み出したと見られるのである。これによって見れば、この子の描写も依拠説話以来のものといふことができよう。即ち、依拠説話は獅子のもとで人獣交接の不幸に嘆く母とその母を救おうとする子とについての叙述の展開をもつ話として把握され説話化されたものであったと考えられるのである。⑤文はそのような一話の帰結として用意されたもので、それ故依拠説話に既にあったと見られる。

以上、今昔巻第五第二話の依拠した説話がどのような「話」としてのまとまりと体裁とを整えた「姿」をもっていたかについて推論を略述した。そこには源泉話のモラリスティックな説話展開はなく、むしろ

人獣交接そのものへの説話的興味に基づきそこから人を救う所に説話の展開を集中して一話が形成されたと見ることが出来る。このように解することは、本巻第五第二話題目の示す説話内容とも、又宝物集(九冊本)の本話柄の梗概の利用と考えられる次の記事とも符合するものであらう。

(4) 第三、不邪姪と申は……(中略)……天竺には獅子の妻となり、震旦には犬にちぎりをむすび、我朝にきつねおつまにしたるためしあるめれば、人どちの事はことわりに侍るべき。

## 五、依拠説話から今昔巻第五第二話へ

### —「説話」に関する一、二の問題—

今昔巻第五第二話がどのような説話に依拠したと考えられるかについて右に見てきた。その結果、④仏教説話の日本化をいくらか認め得る説話、⑤建国説話としての源泉話の姿をほとんど残さない説話、⑥順逆の理を説くモラリスティックな源泉話の主張を放棄した説話、⑦宿命的な人獣交接を嘆く母とその母を救おうとする子とを主人公として展開する説話、の四点を依拠説話の特徴として指摘することができた。最後に、以上の検討の間に見出される問題のいくつかをとりあげて略述し、小論の結びにかえることにする。

依拠説話の特徴として探り得た四点を見ると、④は勿論、⑥・⑦の結果④をその説話把握の中心としている所にも、これが説話伝承の間に形成されたものであることが窺える。依拠説話は、先にも述べたように、源泉話のモラリスティックな説話展開をとらず、むしろ人獣交接そのものへの説話的興味に基づいてそこから人を救う所

に説話の展開を集中していると見られる。ここでは宿命的な人獣交接を嘆く母とその母を救おうとする子とを主人公として一話が叙述される。しかし、人獣交接を厭わしく思っているのは王女ではない。王女が厭うていることにした説話の伝承者である。それは王女の人物造型に見出される増幅に明らかであろう。人獣交接そのものへの説話的興味は、この意味で、伝承者が今昔の依拠した説話を形成してゆく間に抱き続けた興味といつてよい。そして、源泉話からの説話把握の移動はこの伝承の結果にはかならない。益田勝実氏は説話を、「ある社会において、口伝えによって、人から人へと繰り返されていく話であり、その口伝えに伝える人々が、集团的に創造に参加した集団創造としての文学」（『説話文学と絵巻』、三一書房、昭和35）と規定された。これに従えば、「説話」性とはそれを伝えてきた人々間の痕跡でなくてはならないだろう。今昔巻五第2話が依拠した説話の「説話」性は、この説話把握の移動に見る伝承者の、即ち人々間の介在の痕跡において認めることができる。

さて、このような説話に依拠した今昔話は、それに㊸・㊹文を注記し建国説話として一話を収録している。ただ、その説話内容を叙述した部分は依拠説話をほぼ忠実に踏襲したものと考えられる。同様の収録過程を経たと見られる巻五第1話とその依拠説話の姿を伝えていけると見られる宇治拾遺物語との説話内容叙述部分における同文的対応関係がそれを教える。更に、本話題目の示す内容が依拠説話の叙述の展開の中心であったと考えられる所と近いことは、今昔が、説話配列上建国説話の姿を整えてはいるが、説話そのものの把握点についても依拠説話を踏襲したことを示唆している。

ところで、今昔話には、子に殺される獅子の描写（㊸・㊹）に叙述の増幅が認められる。源泉話の叙述は次のとおりである。

(5)子は其の前に即くに父は遂に馴れ伏せり。是に於てか親愛のために怒を忘る。乃ち刀を腹中に刺したれども、尚慈愛を懐いて猶毒毒のこと無し。乃ち腹を剝くに至つて苦を<sup>含ん</sup>て死せり。

この源泉話叙述に対してそれを獅子の動きとして描写し、波線部を省略して獅子の愛情を強調したのが今昔話に見る叙述である。太平記話は獅子の動きについての描写がほとんどなく、子に語りかけたことばで増幅を果している。従って、今昔話の獅子の動きを中心とする叙述は依拠説話の踏襲によるのではなく、「平安朝の行動文学」（長野尊一氏、「平安朝の行動文学」、国語と国文学、昭和23・6）ともいわれる今昔自身の手になるものと考えられる。

この叙述増幅は今昔話の説話そのものの把握点を考える上で重要であろう。これを重く見、又今昔編者の作家的手腕を認める所からすれば、それは、人獣交接を嘆く母のために獅子を殺すという叙述の展開をもつ依拠説話に対し、子が獅子を殺す場面において獣でありながら父としての無償の愛情を子にそそぐ獅子の姿を強調して、父子間の運命的な相剋を描き出そうとした営為と見られる。つまり、建国説話の外姿をもつ今昔話の説話そのものは、父子間の運命的相剋として把握されその具現として叙述を与えられたと考えられるのである。

しかしながら、このような理解は、本話の自由な鑑賞としては可能であっても今昔自身が何をなし得たかを厳密に探ろうとする上からは認めることが難かしい。獅子がその子に殺される場面では確か

に獅子と子とは対立的に描かれている。しかし、それは一話全体の叙述の展開として用意されている訳ではないのだ。むしろ、この場面の叙述増幅は、今昔自身のこのような設定に対する特別の興味で全体の説話把握とは無関係に個別的な形で生み出したものと見られるのである。それを導いたのは依拠説話にもあったと考えられる資料(5)中の「父」の呼称であろう。源泉話の地の文で獅子を「父」と呼ぶのはこの箇所に限られる。今昔が父子間の愛情に特別の興味を抱いていたことは、巻二第一話、巻四第41話の説話配列位置、巻五第五話での父子別離の場面の描写、その他巻九孝養譚諸話や本朝の父子を主人公とする説話の叙述に明らかである。

ただ、今昔巻五第二話がこの叙述増幅を重く見ることによって先のような理解を可能にしている点は注目してよいだろう。今昔説話の評価については話毎に様々であるが、説話文学として認められたり物語的説話と呼ばれたりしてよくとりあげられる説話には右のような叙述増幅が必ず見出される。それらは、説話が説話文学・物語的説話となる間にそのような叙述増幅が重要な意味をもって介在したことを教えている。本話の叙述増幅が一話全体の説話把握とは無関係に個別的な形で今昔自身の特別な興味によって行なわれたと考えられることは、この説話が説話文学・物語的説話となつてゆく道筋がどのようなものであるのかを示唆すると思われるのである。

子が獅子を殺す場面での叙述増幅は一話全体の説話把握と関連する今昔の目論みとは言えなかつた。では今昔のなし得たことは何であつたのだろう。それは今のところ次の二点についていうことができる。一つは、今昔話・源泉話間の省略・増幅の有様に見る説話叙

述の展開の集中化である。いま一つは、説話蒐集・説話定着の過程で本話を天竺説話として認定し、天竺部説話の体裁を整えて天竺部に所収した点である。

前者は、太平記話との共通要素以外の源泉話への省略・増幅箇所がすべて一話の説話把握の具現として見られる点に明らかである。それは、国東文麿氏の説かれる説話の原則的形態Ⅱ「ひとりの実在人物(事物)の一異常事を中心におき、それに向かつて条件的事実を客観的に、また連続的・直線的・集中的に描き進めて行く短小な作品」(「説話と説話文学」、解釈と鑑賞、昭和49・2)に適合する。太平記話における今昔話との共通要素以外の叙述増幅が一話の説話把握と無関係に行なわれている点と比べても、今昔話の叙述が説話の原則的形態としてどれ程整つたものであるかがわかる。

後者は、第二節で略述した所と関わる。本話の場合、その依拠説話は日本化を経た説話であり、「国之王」の呼称も恐らく「国王」「王」以外のものとして伝承されたと考えられる。本邦の他説話資料の多くは、そのような日本化を経た形そのままで説話を収録する。ところが今昔は、それを天竺説話と認定し「国王」の呼称もつた説話として本集に定着した。更に原典を閲して注記を加えた微証さえある。勿論、今昔中にはその認定を誤つた例もある(巻四第32話、巻十第31話等)。しかし、今昔が各部所収説話としてよりふさわしい説話を求めたことは、巻五第32話とその関係説話とを比べれば明らかであろう。ここにおいて、私は今昔を評価したい。その意味で、今昔が三国(天竺・震旦・本朝)の説話をそれぞれの部立てを以つて、或いは細部にわたる組織化を図つて配列している点は、

その説話蒐集・説話定着の間にこのような営為を経ている所においてより高い評価が与えられなくてはならないと考えられる。

以上、今昔卷五第2話の依拠説話を探ることを中心に考察を進め、その検討の間に見出される「説話」に関する一、二の問題にも言を及ぼした。説明不足の点も多く残したが、大方の御叱正・御批正を仰ぐこととして筆をおきたい。

付記 小論は今昔物語集所収説話各話についての個別的検討の一  
つとして草したものである。

(本学大学院文学研究科)